

令和3年3月 日

榎原市議会議長

原山 大亮 様

提出者 榎原市議会議員

賛成者 榎原市議会議員

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

〃 〃

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

記

榎原市議会会議規則の一部改正について

議第28号

橿原市議会会議規則の一部改正について

橿原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月5日提出

提出者	橿原市議会議員	樫本利明
賛成者	橿原市議会議員	福田倫也
〃	〃	森下みや子
〃	〃	井ノ上剛
〃	〃	谷井幸
〃	〃	うすい卓也
〃	〃	高橋圭一
〃	〃	松尾高英
〃	〃	細川佳秀

橿原市議会会議規則の一部を改正する規則

橿原市議会会議規則(昭和44年橿原市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第83条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第131条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を紹介」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理由 多様な人材の市議会への参画促進及び押印廃止のために標準市議会会議規則が一部改正されたことに伴い、欠席の届出及び請願書への押印について、所要の改正を行うもの